

川農振第262号
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川崎町長 原口 正弘

市町村名 (市町村コード)	川崎町 (40605)
地域名 (地域内農業集落名)	川崎地区 (太田、永井、東川崎、米田、櫛毛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・病虫害、鳥獣被害により収益の減少になっている。また、被害防止のための労力が大きい状況である。
- ・農地の集約化がされておらず、農作業時の移動、農地の維持管理において、無駄な労力を要している。
- ・一部の集落の農地では、農地の大きさや形状により農作業しづらいため、基盤整備を行い、耕作しやすい環境整備が必要である。
- ・中心経営体への集約が進んだ場合、草刈りの負担増加、水の管理も難しくなり、耕作に支障が出ることが想定される。
- ・高い収益が得られるような作付け品目への転換が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、麦、野菜、花き、果樹の生産もしている。

昨今の温暖化により暑さに強い作物への転換も考えている。

集落によっては今後も中山間事業を活用し、現在の担い手で農地を維持していく。

後継者の確保については、今後も課題である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、担い手へ集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、担い手となる農家を中心に農業委員と農地最適化推進委員と調整し、集積・集約を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域・担い手の意向を踏まえ、必要に応じて取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

良い条件の農地が少なく、他地域からの参入には積極的に呼び込む方針は取らないが、申し出があれば検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

イノシシ・シカ等の有害鳥獣の被害が拡大しないように補助による侵入防止策設置を進める。